

私道の整備をする方に 補助金を交付します

生活環境の向上と交通安全を図り、市民の皆さんがよりよい環境で生活できるよう、私道の整備をする方に補助金を交付します。

対象となる私道は、次の要件を満たすことが必要です。

- ①生活道路として現に使用されていること
- ②3戸以上の住宅によって利用されていること
- ③築造後5年以上が経過していること
- ④幅員が1.8メートル以上(都市計画区域内にあつては、4メートル以上)であること
- ⑤公道(道路法第3条に規定する道路)に両端または一端が接続していること(一端が接続している場合は、延長が15メートル以上あること)

⑥接続する公道が既に舗装され、または本年度中に舗装予定であること

⑦関係する全ての世帯が市税を完納していること

⑧地域住民の意向を十分反映し、総意を得ている事業であること

補助対象経費

補助対象事業に要する経費およびその工程に係る費用

補助金額

補助対象経費の3分の1以内の額とし、100万円まで

手続き

補助金の交付を受けるには、代表者を選任し、私道整備補助金交付申請書に必要な書類を添えて10月31日(月)までに道路管理課へ申請してください。

※補助金の詳細は、市HPをご確認ください。『秩父市私道整備事業補助金』で検索!

申・問 道路管理課 ☎26-6861

空き地の適正管理 をお願いします

市には、使用されなくなった空き地に雑草や樹木が繁茂し、近隣の家や道路に越境する等の苦情が多く寄せられています。

良好な環境を保全するために、秩父市環境保全条例で、「空き地の適正管理」の規定を設け、土地所有者に指導や助言を行っています。雑草等が繁茂したり、枯れ草が密集したりすると、害虫や林野火災の発生を招き、ごみ等の投棄の場所となる場合もあります。

空き地の所有者・管理者は、思わぬトラブルの原因とならないように日頃の適正な管理をお願いします。

生活衛生課 ☎25-5202

各総合支所地域振興課

吉田 ☎72-6083

大滝 ☎55-0861

荒川 ☎54-2114

消費生活センターからのお知らせ

ネット上の安価な商品・サービスに気をつけて!

事例1

水道の蛇口が壊れたのでインターネットで事業者を探し依頼した。料金は「5千円」となっていたので改めて料金確認はしなかったが、修理後、8万3千円を請求された。自分から頼んだのでやむを得ず支払ったが広告の金額とあまりに差があり納得いかない。

事例2

トイレの水が流れないので、慌ててインターネットに「10分650円」と広告にある事業者に電話をすると作業員が来た。「大体、料金がどのくらいになるか」と聞くと「修理してみなければわからない」と言う。このままでは困るので修理を依頼した。作業員は「排水管が詰まっている」と言い、圧力ポンプやファイバースコープ、薬剤などを使っていった。作業終了後、15万円を請求された。「高い、高すぎないか」と言うと「他社なら20万円」と言われ、やむを得ず支払ったがすつきりしない。

事例3

「軽トラックのせ放題で14,800円、分別いらずで粗大ごみを格安回収します」とインターネットで広告を見てそのくらいの

金額ならと依頼した。処分品の積み込み作業後、領収書にサインを求められ、金額を確認すると15万8千円だった。処分品は既に積み込まれ、運び出してもらわないと困るが事前に金額の説明がなかったので支払いたくない。

水回りなど生活に密着した箇所の修理は緊急の場合が多く、慌ててインターネットや投函された広告を見て依頼しがちですが、事業者の説明不足や消費者の確認不足などからトラブルになるケースがあります。

消費者へのアドバイス

- ・ 広告の「〇〇円」などの安価な商品やサービスに安易に飛びつかないようにしましょう。
- ・ 申し込みの際は出張料や点検料など費用の概算を確認しましょう。修理をしなくても出張料を請求される場合もあります。
- ・ 家庭用不用品の収集、運搬は秩父広域市町村圏組合による「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。回収を依頼する際は事前に許可事業者か確認しましょう。
- ・ 修理等を自ら依頼してもクーリングオフできる場合があります。

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日(祝祭日はお休み)
午前9時～正午、午後1時～4時
☎25-5200

